

「中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)」 の実施について

令和7年7月28日
(公社) 全日本トラック協会

令和6年度国土交通省補正予算において、中小物流事業者に対するテールゲートリフター等導入等支援事業（車両の効率化設備の導入支援、業務効率化・経営力強化及び人材確保・育成）に係る支援が実施されることになりました。

全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、下記要領にて補助金申請の募集を行いますので、以下の①～⑱の各導入支援事業に係る実施内容についてお知らせいたします。なお、各事業内の項目における重複申請は出来ませんので予めご了承ください。重複申請に伴う考え方は最終頁をご覧ください。

1. 【車両の効率化設備の導入等事業】

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④ダブル連結トラック

2. 【業務効率化事業】

- ⑤予約受付システム
 - ⑥ASNシステム
 - ⑦受注情報事前確認システム
 - ⑧パレット等管理システム
 - ⑨配車計画システム
 - ⑩求貨求車システム
 - ⑪運行・労務管理システム
 - ⑫契約書電子化システム
 - ⑬車両動態管理システム
- (⑬のみ⑤～⑫いずれかのシステムとの同時導入(重複申請)が必要)

3. 【経営力強化事業】

- ⑭原価管理システム
- ⑮M&A・事業承継

4. 【人材確保・育成事業】

- ⑯人材採用活動
- ⑰人材育成活動
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

※この募集要領には、補助金申請にあたって重要な内容を記載しております。
事前に内容をよくご覧いただいた上で、所要の手続きを確実に行ってください。

◆補助金申請にあたって（申請者の皆様へのお願い）

○補助金を申請される申請者におかれましては、本募集要領のほか、全ト協の補助金ホームページ、交付規程等を熟読し、制度を十分にご理解の上、申請してください。

○提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。

○虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じて調査を実施します。不正が認められた場合は、以下の通り処分します。

【処分の内容】

- 1 交付決定前の場合は、当該申請を却下します。
- 2 交付決定を受けている場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金は期限を付して返還を求めます。
- 3 補助金返還を求める際に、加算金（年利 10.95%）を併せて徴収する場合があります。
- 4 全ト協の取り扱う全ての補助金、助成金について、期間を定め、交付及び手続きを停止する場合があります。
- 5 前記処分のほか、国から指導があった場合は、追加の措置を実施する場合があります。
- 6 不正行為等を行った申請者の名称、所在地及び不正の内容等を公表する場合があります。

○なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

I. 事業の概要

トラック運送事業については、労働生産性の向上を図り、持続的な経営の確保を図ることが喫緊の課題となっていることから、本事業は、車両の効率化設備の導入等（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの導入並びにダブル連結トラック）並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成の取組等に対して支援を実施することにより、トラック運送事業における中小企業の経営の構造的な改善を図ることを目的に実施するものです。

II. 予算額（各事業予算枠）

- 「車両の効率化設備の導入等事業」（1ページ①～④）・・・4億円
- 「業務効率化事業」（1ページ⑤～⑬）・・・・・・・・・・2,600万円
- 「経営力強化事業」（1ページ⑭～⑮）・・・・・・・・・・600万円
- 「人材確保・育成事業」（1ページ⑯～⑰）・・・・・・・・・・2.7億円

III. 補助対象事業

1. 【車両の効率化設備の導入等事業】

- ①テールゲートリフターの導入
- ②トラック搭載型クレーンの導入
- ③トラック搭載用2段積みデッキの導入
- ④ダブル連結トラック

} P.5～P.36 参照

本事業の補助対象事業は、事業用自動車（緑ナンバーのトラック）において、①～④の導入のいずれかを実施するものとなります。

2. 【業務効率化事業】

- ⑤予約受付システムの導入
 - ⑥ASNシステムの導入
 - ⑦受注情報事前確認システムの導入
 - ⑧パレット等管理システムの導入
 - ⑨配車計画システムの導入
 - ⑩求貨求車システムの導入
 - ⑪運行・労務管理システムの導入
 - ⑫契約書電子化システムの導入
 - ⑬車両動態管理システムの導入
- (⑬の導入の場合は、⑤～⑫いずれかのシステムとの同時導入が必要)

P. 43～P. 50 参照

3. 【経営力強化事業】

- ⑭原価管理システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 51～P. 56 参照
- ⑮M&A・事業承継の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 57～P. 63 参照

4. 【人材確保・育成事業】

- ⑯人材採用活動の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 64～P. 69 参照
- ⑰人材育成活動の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 70～P. 75 参照
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格の取得・・・・・・・・ P. 76～P. 81 参照

(具体的な要件等については、次頁以降の各事業の内容を確認してください。)

IV. 申請受付

申請受付期間内であっても予算額を超過する申請があった際は、募集を締め切ります。

「業務効率化事業」「経営力強化事業」「人材確保・育成事業」の申請者^{※1}は、以下の取組が必要となります。

- ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言^{※3}
- ・「運転者職場環境良好度認証制度」（「働きやすい職場認証制度」取得）^{※4}
- ・「パートナーシップ構築宣言」^{※5}

V. 優遇措置

「車両の効率化設備の導入等事業」における補助上限台数は、1事業者につき1台となります。

但し、①Gマーク取得事業者^{※2}は3台、②「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言^{※3}を行っているもの、「運転者職場環境良好度認証制度」（「働きやすい職場認証制度」取得）^{※4}の認証を取得しているもの、又は「パートナーシップ構築宣言」^{※5}を行っている事業者は2台、③間接補助事業終了時点（以下「終了時」という。）における事業場内最低賃金時間額が、間接補助事業開始時点（以下「開始時」という。）と比較して3%又は45円以上を達成している事業者（賃金引上げ特例に関しては別に定めます）にあつては2台

とします。

なお、①～③に掲げる要件を複数満たす場合においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします。

【例】

「①Gマーク取得事業者」＋「②パートナーシップ構築宣言を行う事業者」の場合は、5台まで可。

「①Gマーク取得事業者」＋「②パートナーシップ構築宣言を行う事業者」＋「③間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金時間額が間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成している事業者」の場合は、7台まで可。

- ※1 申請者がリース事業者の場合は、リース事業者ではなく自動車検査証上の「使用者」が取り組んでいること。
- ※2 「Gマーク取得」とは、申請時点で全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受け、有効期間中の同認定証が確認できるものが対象となります。
- ※3 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言とは、申請時点で「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を提出しているものが対象となります。
- ※4 「働きやすい職場認証制度」取得とは、申請時点で同制度の認証を受けており、有効期間中の登録証が確認できるもの、または「運転者職場環境良好度認証制度」認証事業者の検索サイトに掲載されているものが対象となります。
- ※5 「パートナーシップ構築宣言」とは、申請時点で「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト登録企業リストに掲載されているものが対象となります。

●賃金引上げ特例について

最低賃金の引上げが行われる中、業務効率化にともなう働き方改革や多様な人材の確保・育成のための更なる賃上げに意欲的な事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に運転職従業員の事業場内最低賃金時間額を3%又は45円以上増加させた事業者に対して補助上限台数の引き上げを行います。

(1) 要件

運転職従業員の事業場内最低賃金^{※1}が、開始時(注)の地域別最低賃金を超えていること。また、終了時における運転職従業員の事業場内最低賃金時間額を、開始時と比較して3%又は45円以上増加させること。

(注) 開始時とは、**令和6年12月1日**です。

(注) 開始時において、従業員がいない場合は、本特例の対象外です。

(注) 本特例における事業場内最低賃金時間額の算定対象者は、開始時・終了時それぞれにおいて在籍している運転職従業員です(退職している運転職従業員は、事業場内最低賃金時間額の算定対象外)。

(注) 本特例の要件を1つでも満たさない場合は、補助上限額台数の引上げは認められません。一方で、補助上限台数の引上げは認められなかった場合でも、補助金交付の条件には影響しません。

(2) 提出書類

「賃金引上げ特例に係る実施報告書」へ必要事項を記入し、以下の書類を提出してください。

①労働基準法に基づく、開始時及び終了時における直近1か月分の賃金台帳^{※2}の写し

②雇用条件(雇用形態、1日の所定労働時間等)が記載された書類の写し

例：雇用契約書、労働条件通知書等

※1【本事業における事業場内最低賃金時間額について】(P6)を参照してください。

※2 労働基準法に基づく賃金台帳の記載事項

- ①氏名
- ②性別
- ③賃金計算期間
- ④労働日数
- ⑤労働時間数
- ⑥時間外労働の労働時間数
- ⑦休日労働の労働時間数
- ⑧深夜労働の労働時間数
- ⑨基本給や手当等の種類とその金額
- ⑩控除項目とその金額

【本事業における事業場内最低賃金時間額について】

「事業場内最低賃金」とは、事業者（企業）のそれぞれの事業場（営業所等）における、パート・アルバイト等の非正規雇用者を含む最低賃金です。ただし、以下の者は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。

<事業場内最低賃金の対象とならない労働者>

- ・役員
- ・個人事業主の家族専従者
- ・運転職以外の従業員
- ・実績報告時点で産休・育休・介護休業・休職中の者等
- ・最低賃金法第7条適用者※
- ・日々雇い入れられる者
- ・2か月以内の期間を定めて雇用される者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く）

※最低賃金法第7条適用者とは、同法第7条の最低賃金の減額の特例により定められた「最低賃金の適用除外（減額して額を適用する）」となる労働者、障害者等。

【「最低賃金」の算出方法】

時給制以外（年俸制、月給制、歩合給制等）の場合は、次のような考え方で時間換算額を算出する必要があります。なお、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。

①年俸制の場合：

時間換算額＝年俸総額÷1年間の所定労働時間数（所定労働日数×1日の所定労働時間数）

②月給制の場合：

時間換算額＝直近の給与支払時における月給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1か月平均所定労働時間数

- ・1か月平均所定労働時間数＝（365日－1年の休日合計日数）×1日の所定労働時間数÷12か月

③日給制の場合：時間換算額＝直近の給与支払時における日給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1日の所定労働時間数

④歩合給（インセンティブ給）の適用がある場合の、歩合給部分の時間換算額の算定方法：

- ・歩合給については、1年間（12か月分）の歩合給の平均時間単価を算出（雇入れ後1年未満の場合は、雇用されてからの期間で算出）
- ・固定給との併用の場合、通常の方法で算出した固定給の「時間給または時間換算額」に、上記による歩合給の時間単価を合算 **※ただし、本特例においては基本給部分のみが対象**

【「時間給または時間換算額」の構成要素】

○算入されるもの

毎月支払われる基本的な賃金（基本給、役職手当・職務手当等）、例外として固定残業手当、役員報酬は算入されません。

○算入されないもの（以下に類するもの）

時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）、祝賀金等）、11か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

①～④ 車両の効率化設備の導入等

(具体的な要件等については、次頁以降の各事業の内容を確認してください。)

- ① テールゲートリフター
- ② トラック搭載型クレーン
- ③ トラック搭載用2段積みデッキ
- ④ ダブル連結トラック

■補助対象機器 参考例

①	テールゲートリフター		
②	トラック搭載型クレーン		
③	トラック搭載用2段積みデッキ		
④	ダブル連結トラック		

① テールゲートリフター導入事業（第1号事業）

1. 申請資格を有する者

以下（1）又は（2）のいずれかに該当する者が申請資格を有する者になります。

（1）以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

（2）上記（1）に対し補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

2. 補助対象機器

全ト協が指定するテールゲートリフター

◆以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

① 全ト協が定めるものであること

（該当する型式等は別表を参照してください。）

② 令和6年12月1日(日)から令和7年9月30日(火)まで^{※1}の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入（導入）し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し、構造等変更検査を受けたものであること^{※2}

③ 未使用のテールゲートリフターであること

④ テールゲートリフター未装着の事業用自動車に新たにテールゲートリフターを装着したものであること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品のテールゲートリフター
- テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）
- 既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えたもの
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）に装着したもの
- 令和6年11月30日(土)以前、又は令和7年10月1日(水)以降に新車新規登録又は構造等変更検査を受けたもの
- 令和7年9月30日(火)までに支払いが全て完了されなかったもの
- 他の同種の機器等について、国庫補助金を受けているもの

※1 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。

※2 テールゲートリフターを装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が令和7年9月30日(火)までに完了され、かつ支払い^{※3}が令和7年9月30日(火)までに完了したものが対象となります。

※3 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、令和7年9月30日(火)までに支払いの清算や移転登録など所有権留保の解除手続きを全て完了する必要があります。詳細は下記10. 注意事項をご確認ください。

参 考 テールゲートリフターの種類



参 考 補助対象となる条件※¹

装着車両		テールゲートリフター	
		新品	中古品
購入車両 への装着	新車への装着	○対象※ ²	×対象外
	中古車への装着	○対象※ ³	×対象外
自己保有車両への装着		○対象※ ³	×対象外

※¹ テールゲートリフター装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）の導入、あるいは既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象外となります。

※² 装着車両が対象期間内に新車新規登録を受けたものに限りします。

※³ 装着車両が対象期間内に構造等変更検査を受けたものに限りします。

3. 補助上限額等

補助対象	補助率	補助上限額		補助上限台数※ ^{1, 2, 3}
テールゲートリフター (型式等は別表を参照)	導入費※ ⁴ の 1/6	1台あたり		1事業者につき1台 (ただし、 ①Gマーク取得事業者は3台とし、 ②「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言をおこなっているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの、又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては2台とする。 ③終了時における事業場内最低賃金が、開始時と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。 なお、①～③に掲げる要件を複数満たす場合においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とする。 (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける運送事業者につき上記台数)
		アーム式	10万円	
		垂直式	10万円	
		後部格納式	20万円	
		床下格納式	20万円	

※¹ 複数台申請した場合であっても、**申請額が予算額を超過した場合は補助金の交付を受けられない場合があります。**詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。

※² 「Gマーク取得事業者」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受けている事業者をいいます。

- ※3 一つの運送事業者が自社所有車両及びリース車両の両方を申請しても、その合計台数が補助上限台数（1台ないし7台）を超えて補助金の交付を受けることはできません。
- ※4 導入費とは、補助対象機器の購入価格であり、補助対象機器装着に係る「取付工賃」や「消費税（地方消費税含む）」は、導入費に含まれませんのでご注意ください。また、導入費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は、切り捨てた値が補助金交付申請額となります。

4. 申請者

申請者^{※1, ※2}は、申請資格を有する者でテールゲートリフター装着車両の自動車検査証^{※3}上の「所有者」^{※4}です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者^{※5}となりますので注意してください。

- ※1 「トラック搭載型クレーン補助金」、「トラック搭載用2段積みデッキ補助金」及び「ダブル連結トラック補助金」と重複して申請することはできません。
- ※2 Gマーク取得事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめたうえで一括申請してください。
- ※3 令和5年1月4日以降に交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しをご提出してください。
- ※4 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の所有者が補助対象機器装着車両の使用人と異なる場合（手形あるいは割賦による支払いのため所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。）は、令和7年9月30日（火）までに移転登録（所有権留保解除の手続き）を行い、所有権を自社所有に変更しなければ補助金の交付を受けることができません。
- ※5 Gマーク取得事業者において複数台申請する場合、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース事業者それぞれが申請しなければなりません。

5. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1, 2, 3, 4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参は受け付けません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『**テールゲートリフター補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。
上記受付窓口へ郵送で申請書類をご送付ください。**

6. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで ^{※1, 2, 3}

- ※1 令和7年10月1日（水）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が令和7年9月30日（火）までのものを有効とします。9月30日（火）発送の場合は、**10月3日（金）までに上記受付窓口**に必着をお願いします。なお、10月1日（水）以

降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

- ※3 ※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間内であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。

7. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1, 2, 3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でテールゲートリフター（機器）を『導入済みの場合（下記**A**参照）』と『未導入の場合（下記**B**参照）（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。
下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
〃	交付申請書兼実績報告書別紙（様式第2の1）		車両毎	
A-3	補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
A-4	補助対象機器（装着車両）にかかる請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等及び補助対象機器の導入費の記載があるもの	車両毎	無
A-5	補助対象機器（装着車両）にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等の記載があるもの。 ※1	車両毎	無
A-6	導入した機器装着車両の自動車検査証の写し ※2（令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しが必要）	後付装着の場合は、構造等変更検査前後2通の自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要	車両毎	無
A-7	テールゲートリフターの装着状態を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
A-8	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースの場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無

A-9	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る※3 ・転リースの場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
A-10	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
A-11	補助金請求書（様式第11）		1	有
A-12	取得財産等管理明細表（様式第16）		1	
A-13	補助金申請に係る宣誓書		1	
A-14	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※4	1	無
A-15	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-16	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-17	「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-18	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-19	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、補助事業開始時点及び終了時点における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 申請時点で支払いが未完了などを理由に提出できない場合は、①提出できない理由、②支払い予定期日、③手形又は割賦の弁済予定期日等を明記した書類を提出してください。様式は問いません。

※2 申請時点で所有権留保の車両を申請後令和7年9月30日(火)までに所有権留保を解除する場合は、移転登録（所有権留保解除）の前後2通の自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要となります。（解除後の自動車検査証（自動車検査証記録事項）は **10月31日(金)までに全ト協へ提出が必須**となります。）なお、この場合、申請書類として所有権留保解除予定のため書類提出できない旨を記載した書類を提出してください。

※3 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※4 **直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。**

B：申請時点で機器を未導入の場合（9月30日（火）までに導入予定の場合）【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	
//	交付申請書 別紙（様式第1の1）		車両毎	
B-3	補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
B-4	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る※1 ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
B-5	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
B-6	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-7	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-8	「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-9	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 **直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。**

8. 実績報告書の提出

機器を未導入で申請【**B**導入前申請】を行った者は、下記の期限までに以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。※1,2,3,4

<p>送付先 〒220-8799 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて ●封筒に、『テールゲートリフター補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。 実績報告期限：令和7年10月31日（金）上記窓口必着</p>

※1 **上記受付窓口への書類到着が10月31日（金）まで**となります。**消印有効ではありません**。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ実績報告を郵送してください。

※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は**5年間**

の保存義務がありますので、大切に保管してください。

※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	
〃	実績報告書 別紙（様式第8の1）		車両毎	
C-3	補助対象機器（装着車両）にかかる 請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着 にあつては品名、型式等及び補助対 象機器の導入費の記載があるもの	車両毎	無
C-4	補助対象機器（装着車両）にかかる 支払いを証する書類の写し※1	原則として領収証の写し。自動車登録 番号又は車台番号、後付装着にあつて は品名、型式等の記載があるもの。	車両毎	無
C-5	機器装着車両の自動車検査証の写し※1 （令和5年1月4日以降交付され る電子車検証の場合は「自動車検 査証記録事項」の写しが必要）	後付装着の場合は、構造等変更検査前 後の合計2通の自動車検査証（自動車 検査証記録事項）の写しが必要となり ます	車両毎	無
C-6	テールゲートリフターの装着状態 を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確 認できる写真2枚と機器の製造番号が 確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
C-7	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限 る ・転リースの場合は、転リース事業者 との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契 約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすま で、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者 とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式第11）		1	
C-10	取得財産等管理明細表（様式第1 6）		1	
C-11	補助金申請に係る宣誓書		1	
C-12	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申 請者がリース会社の場合は、貸渡 先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、補助事業開 始時点及び終了時点における、直 近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申 請者がリース会社の場合は、貸渡 先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労 働時間等）が記載された書類の写 し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申 請者がリース会社の場合は、貸渡 先が対象）	1	無

※1 手形や割賦などの清算や所有権留保の解除など所要の手続きを全て完了し、必要な書類を揃え

た上で10月31日(金)までに実績報告を行ってください。

9. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、書留郵便により全ト協から申請者へ連絡します。^{※1}

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日までに導入したものであっても、補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

10. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に全ト協指定のテールゲートリフターを導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車への導入は対象ではありません。また、自家用ナンバーの車両を事業用に変更した場合も対象となりません。
- (2) 補助金を受けたテールゲートリフターは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース事業者から当該使用者への権利譲渡も、補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (3) 申請するテールゲートリフターに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。（装着車両本体に対する補助金は該当しません。）
- (4) テールゲートリフター装着車両の購入や機器導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は9月30日(火)までに全て支払いを完了しなければ認められません。
- (5) 上記(4)に関連し、手形や割賦による支払いで清算ができていない場合は、支払いを9月30日(火)までに全て完了し、かつその証明書類を10月31日(金)までに全ト協の窓口へ提出しなければなりません。10月31日(金)までに証明書類が提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- (6) 上記(4)、(5)に関連し、車両の購入とあわせて機器代金の請求が行われている場合は、車両代金も含めて全ての支払いが完了しなければなりません。また、その際、機器代金のみ支払いを完了し、車両代金を手形あるいは割賦にするような支払い形態は認められません。
- (7) 手形あるいは割賦による支払いのため、テールゲートリフター装着車両の所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。**9月30日(火)までに移転登録(所有権留保を解除)手続きを行う必要があります。**
- (8) リースによる導入の場合にあっては、装着車両のリース契約期間が、原則として財産処分制限期間(5年)以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たさない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象機器を自動車運送事業者に確実に貸し渡す必要があります。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しておりますので、あわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

② トラック搭載型クレーン導入事業（第2号事業）

1. 申請資格を有する者

以下（1）又は（2）のいずれかに該当する者が申請資格を有する者になります。

（1）以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 第二種貨物利用運送事業者

（2）上記（1）に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

2. 補助対象機器

全ト協が指定するトラック搭載型クレーン

◆以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

① 全ト協が定めるものであること

（該当する型式等は別表を参照してください。）

② 令和6年12月1日（日）から令和7年9月30日（火）まで^{※1}の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入（導入）し新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たにトラック搭載型クレーンを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること^{※2}

③ 未使用のトラック搭載型クレーンであること

④ トラック搭載型クレーン未装着の事業用自動車に新たにトラック搭載型クレーンを装着したものであること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品の「トラック搭載型クレーン」
- 「トラック搭載型クレーン」装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）
- 既に装着済みの「トラック搭載型クレーン」を未使用のものと付け替えたもの
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）に装着したもの
- 令和6年11月30日（土）以前、又は令和7年10月1日（水）以降に新車新規登録又は構造等変更検査を受けたもの
- 令和7年9月30日（火）までに支払いが全て完了されなかったもの
- 他の同種の機器等について、国庫補助金を受けているもの

※1 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。

※2 トラック搭載型クレーンを装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が令和7年9月30日（火）までに完了され、かつ支払い^{※3}が令和7年9月30日（火）までに完了したものが対象となります。

※3 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、令和7年9月30日（火）ま

でに支払いの清算や移転登録（所有権留保の解除）等所要の手続きを全て完了する必要があります。詳細は下記 10. 注意事項をご確認ください。

参 考 補助対象となる条件^{※1}

装着車両		トラック搭載型クレーン	
		新品	中古品
購入車両 への装着	新車への装着	○対象 ^{※2}	×対象外
	中古車への装着	○対象 ^{※3}	×対象外
自己保有車両への装着		○対象 ^{※3}	×対象外

※1 トラック搭載型クレーン装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）の導入、あるいは既に装着済みのトラック搭載型クレーンを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象外となります。

※2 装着車両が対象期間内に新車新規登録を受けたものに限りします。

※3 装着車両が対象期間内に構造等変更検査を受けたものに限りします。

3. 補助上限額等

補助対象	補助率	補助上限額		補助上限台数 ^{※1,2,3}
トラック搭載 型クレーン (型式等は別 表を参照)	導入費 ^{※4} の 1/6	1台あたり		1事業者につき1台 (ただし、 ①Gマーク取得事業者は3台とし、 ②「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言 をおこなっているもの、働きやすい職場認証 制度による認証を取得しているもの、又はパ ートナーシップ構築宣言を行っている事業者 にあっては2台とする。 ③終了時における事業場内最低賃金が、開 始時と比較して3%又は45円以上を達成し た事業者にあっては2台とする。 なお、①～③に掲げる要件を複数満たす 場合においては、それぞれの上限数の合 計値を申請台数の上限数とする。 (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合 は、借り受ける運送事業者につき上記台数)
		大型クラス	70万円	
		中型クラス	60万円	
		小型クラス	50万円	

※1 複数台申請した場合であっても、申請額が予算額を超過した場合は補助金の交付を受けられない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。

※2 「Gマーク取得事業者」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受けている事業者をいいます。

※3 一つの運送事業者が自社所有車両及びリース車両の両方を申請しても、その合計台数が補助上限台数（1台ないしは7台）を超えて補助金の交付を受けることはできません。

※4 導入費とは、補助対象機器の購入価格であり、補助対象機器装着に係る「取付工賃」や「消費税（地方消費税含む）」は、導入費に含まれませんのでご注意ください。また、導入費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は、切り捨てた値が補助金交付申請額となります。

4. 申請者

申請者^{※1, ※2}は、申請資格を有する者でトラック搭載型クレーン装着車両の自動車検査証^{※3}上の「所有者」^{※4}です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者^{※5}となりますので注意してください。

- ※1 「テールゲートリフター補助金」、「トラック搭載用2段積みデッキ補助金」及び「ダブル連結トラック補助金」と重複して申請することはできません。
- ※2 Gマーク取得事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめたくうえで一括申請してください。
- ※3 令和5年1月4日以降に交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しをご提出してください。
- ※4 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の所有者が補助対象機器装着車両の使用人と異なる場合（手形あるいは割賦による支払いのため所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。）は、令和7年9月30日（火）までに移転登録（所有権留保解除）の手続きを行っていただき、所有権を自社所有に変更しなければ補助金の交付を受けることができません。
- ※5 Gマーク取得事業者において複数台申請する場合、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース事業者それぞれが申請しなければなりません。

5. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1, 2, 3, 4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参は受け付けません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『**トラック搭載型クレーン補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。
上記受付窓口へ郵送で申請書類をご送付ください。**

6. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで^{※1, 2, 3}

- ※1 令和7年9月30日（火）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が令和7年9月30日（火）までのものを有効とします。9月30日（火）発送の場合は、**10月3日（金）までに上記受付窓口へ必着**でお願いします。なお、10月1日（水）以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 **※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間内であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。**

7. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1,2,3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でトラック搭載型クレーン（機器）を『導入済みの場合（下記**A**参照）』と『未導入の場合（下記**B**参照）（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。
 下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	
〃	交付申請書兼実績報告書別紙（様式第2の2）		車両毎	
A-3	補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
A-4	補助対象機器（装着車両）にかかる請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等及び補助対象機器の導入費の記載があるもの	車両毎	無
A-5	補助対象機器（装着車両）にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等の記載があるもの。 ※1	車両毎	無
A-6	機器装着車両の自動車検査証の写し ※2（令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しが必要）	・後付装着の場合は、構造等変更検査前後2通の自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要	車両毎	無
A-7	トラック搭載型クレーンの装着状態を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
A-8	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースの場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
A-9	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ※3 ・転リースの場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無

A-10	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
A-11	補助金請求書（様式第11）		1	
A-12	取得財産等管理明細表（様式第16）		1	
A-13	補助金申請に係る宣誓書		1	
A-14	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※ ⁴	1	無
A-15	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-16	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-17	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-18	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-19	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 申請時点で支払いが未完了などを理由に提出できない場合は、①提出できない理由、②支払い予定日、③手形又は割賦の弁済予定日等を明記した書類を提出してください。様式は問いません。

※2 申請時点で所有権留保の車両を、申請後9月30日（火）までに所有権留保を解除する場合は、移転登録（所有権留保解除）の前後2通の自動車検査証（自動車検査記録事項）の写しが必要となります。（解除後の自動車検査証（自動車検査記録事項）は10月31日（金）までに全ト協へ提出が必須となります。）なおこの場合、申請書類として所有権留保解除予定のため書類提出できない旨を記載した書類を提出してください。

※3 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※4 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点で機器を未導入の場合（9月30日（火）までに導入予定の場合）【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	
//	交付申請書 別紙（様式第1の2）		車両毎	
B-3	補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
B-4	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る※1 ・転リースの場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
B-5	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
B-6	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-7	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-8	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-9	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

8. 実績報告書の提出

機器を未導入で申請【**B**導入前申請】を行った者は、下記の期限までに、以下の書類の正本1部を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。※1,2,3,4

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『トラック搭載型クレーン補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口必着

※1 **上記受付窓口への書類到着が10月31日（金）まで**となります。**消印有効ではありません**。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

- ※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	
〃	実績報告書 別紙（様式第8の2）		車両毎	
C-3	補助対象機器（装着車両）にかかる請求書の写し	自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等及び補助対象機器の導入費の記載があるもの	車両毎	無
C-4	補助対象機器（装着車両）にかかる支払いを証する書類の写し※1	原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあつては品名、型式等の記載があるもの。	車両毎	無
C-5	機器装着車両の自動車検査証の写し※1 （令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しが必要）	後付装着の場合は、構造等変更検査前後の合計2通の自動車検査証（自動車検査記録事項）の写しが必要となります	車両毎	無
C-6	トラック搭載型クレーンの装着状態を示す写真3枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚	車両毎	有 (台紙)
C-7	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースの場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式第11）		1	
C-10	取得財産等管理明細表（様式第16）			
C-11	補助金申請に係る宣誓書		1	
C-12	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 手形や割賦などの清算や所有権留保の解除など所要の手続きを全て完了し、必要な書類を揃えた上で 10月31日(金)までに実績報告を行ってください。

9. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、書留郵便により全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日(火)までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

10. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に全ト協指定のトラック搭載型クレーンを導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車への導入は対象ではありません。また、自家用ナンバーの車両を事業用に変更した場合も対象なりません。
- (2) 補助金を受けたトラック搭載型クレーンは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあつては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース事業者から当該使用者への権利譲渡も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分にあつては、全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (3) 申請するトラック搭載型クレーンに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。（装着車両本体に対する補助金は該当しません。）
- (4) トラック搭載型クレーン装着車両の購入や機器導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は令和7年9月30日(火)までに全て支払いを完了しなければ認められません。
- (5) 上記(4)に関連し、手形や割賦による支払いで清算ができていない場合は、支払いを9月30日(火)までに全て完了し、かつその証明書類を10月31日(金)までに上

記に書かれた全ト協窓口へ提出しなければなりません。10月31日(金)までに提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- (6) 上記(4)、(5)に関連し、車両の購入とあわせて機器代金の請求が行われている場合は、車両代金も含めた全ての支払いが完了しなければなりません。またその際、機器代金のみ支払いを完了し、車両代金が手形あるいは割賦にするような支払い形態は認められません。
- (7) 手形あるいは割賦による支払いのため、トラック搭載型クレーン装着車両の所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。9月30日(火)までに移転登録手続き(所有権留保を解除)を行う必要があります。
- (8) リースによる導入の場合にあっては、装着車両のリース契約期間が、原則として財産処分制限期間(5年)以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たさない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象機器を自動車運送事業者に確実に貸し渡す必要があります。

※補助制度に関するQ&Aを別途作成しておりますので、あわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電 話 : 03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

③ トラック搭載用2段積みデッキ導入事業（第3号事業）

1. 申請資格を有する者

以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者が補助対象事業者になります。

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

2. 補助対象機器

全ト協が指定するトラック搭載用2段積みデッキ

◆以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

① 全ト協が定めるものであること

（該当する機器は別表を参照してください。）

② 未使用のトラック搭載用2段積みデッキであること

③ 事業用自動車（緑ナンバー）に搭載するものであること

④ 令和7年12月1日(日)から令和7年9月30日(火)まで^{※1}の間に、該当する機器を導入し^{※2}かつ令和7年9月30日(火)までに支払いが完了^{※3}したものであること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品の「トラック搭載用2段積みデッキ」
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 令和6年11月30日（土）以前、又は令和7年10月1日（水）以降に納品されたもの
- 令和7年9月30日（火）までに支払いが完了されなかったもの
- リースやレンタルにより導入したもの
- 他の同種の機器等について、国庫補助金を受けているもの

※1 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。

※2 トラック搭載用2段積みデッキが9月30日（火）までに納品されたものが対象となります。

※3 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。繰り上げ返済を行い、9月30日（火）までに支払いを全て完了してください。詳細は下記10. 注意事項をご確認ください。

3. 補助上限額等

補助対象	補助率	補助上限額	補助上限台数 ^{※1,2,3}
トラック搭載用 2段積みデッキ (機器一覧は 別表参照)	導入費 ^{※4} の1/6	デッキ1基につき6万円 (車両1台あたり 上限18万円、 最大車両7台分 126万円まで)	1事業者につき1台 (ただし、 ①Gマーク取得事業者は3台とし、 ②「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言をおこなっているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの、又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては

		<p>2台とする。</p> <p>③終了時における事業場内最低賃金が、開始時と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。</p> <p>なお、①～③に掲げる要件を複数満たす場合においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とする。</p> <p>(補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける運送事業者につき上記台数)</p>
--	--	---

- ※1 複数台分申請した場合であっても、**申請額が予算額を超過した場合は補助金の交付を受けられない場合があります。**詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。
- ※2 「Gマーク取得事業者」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受けている事業者をいいます。
- ※3 車両1台に搭載可能な台数の確認は、搭載状態を撮影した写真により確認するとともに、必要に応じて交付決定後に現地調査により確認を行う場合があります。
- ※4 導入費とは、補助対象機器の購入価格であり、補助対象機器装着に係る「取付工賃」や「消費税(地方消費税含む)」は、導入費に含まれませんのでご注意ください。また、導入費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は、切り捨てた値が補助金交付申請額となります。

4. 申請者

申請者^{※1, ※2}は、申請資格を有する者でトラック搭載用2段積みデッキを使用する車両の使用者であり、かつ機器を購入した者^{※3}となります。

- ※1 「テールゲートリフター補助金」、「トラック搭載型クレーン補助金」及び「ダブル連結トラック補助金」と重複して申請することができません。
- ※2 Gマーク取得事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめうえで一括申請してください。
- ※3 機器の使用者と購入者(支払いを行った者)が異なる場合は申請できません。

5. 申請方法

下記受付窓口へ郵送(書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。)により申請を行ってください。^{※1, 2, 3, 4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」(簡易書留、レターパックライトで可能です)でお送りください。
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参は受け付けません。

送付先

〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『**トラック搭載用2段積みデッキ補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。
上記受付窓口へ郵送で申請書類をご送付ください。**

6. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで^{※1,2,3}

- ※1 令和7年9月30日（火）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が令和7年9月30日（火）までのものを有効とします。9月30日（火）発送の場合は、**10月3日（金）までに上記受付窓口**に必着^{※1}をお願いします。なお、10月1日（水）以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 **※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間内であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。**

7. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。^{※1,2,3}

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でトラック搭載用2段積みデッキ（機器）を『導入済みの場合（下記**A**参照）』と『未導入の場合（下記**B**参照）（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。
 下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
”	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の3）		車両毎	
A-3	補助対象機器にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
A-4	補助対象機器にかかる請求書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
A-5	補助対象機器にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し ^{※1}	車両毎	無
A-6	トラック搭載用2段積みデッキの納品書の写し又は販売証明書	販売店が発行する納品書の写し。納品書がない場合は販売証明書を提出すること。	車両毎	有

A-7	機器搭載車両の自動車検査証の写し（令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しが必要）		車両毎	無
A-8	トラック搭載用2段積みデッキの搭載状態を示す写真2枚	機器と搭載車両の自動車登録番号が確認できる写真1枚と機器本体の確認ができる写真1枚	車両毎	有 (台紙)
A-9	補助金請求書（様式第11）		1	
A-10	取得財産等管理明細表（様式第16）		1	有
A-11	補助金申請に係る宣誓書		1	
A-12	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
A-13	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-14	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-15	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-16	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-17	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 申請時点で支払いが未完了などを理由に提出できない場合は、①提出できない理由②支払い予定日③手形又は割賦の弁済予定日等を明記した書類を提出してください。様式は問いません。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点で機器を未導入の場合（9月30日（火）までに導入予定の場合）【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	
//	交付申請書 別紙（様式第1の3）		車両毎	
B-3	補助対象機器にかかる見積書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
B-4	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※1	1	無
B-5	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-6	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-7	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-8	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

8. 実績報告書の提出

機器を未導入で申請【**B**導入前申請】を行った者は、下記の期限までに以下の書類の正本1部を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。※1,2,3,4

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『トラック搭載用2段積みデッキ補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに必着

※1 上記受付窓口への書類到着が10月31日（金）までとなります。消印有効ではありません。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。

※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。

※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	
〃	実績報告書 別紙（様式第8の3）		車両毎	
C-3	補助対象機器にかかる請求書の写し	機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入費が判別できるもの	車両毎	無
C-4	補助対象機器にかかる支払いを証する書類の写し※1	原則として領収証の写し	車両毎	無
C-5	トラック搭載用2段積みデッキの納品書の写し又は販売証明書	販売店が発行する納品書の写し。納品書がない場合は販売証明書を提出すること。	車両毎	有
C-6	機器搭載車両の自動車検査証の写し（令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しが必要）		車両毎	無
C-7	トラック搭載用2段積みデッキの装着状態を示す写真2枚	機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真1枚と機器本体が確認できる写真1枚	車両毎	有 (台紙)
C-8	補助金請求書（様式第11）		1	有
C-9	取得財産等管理明細表（様式第16）			
C-10	補助金申請に係る宣誓書		1	
C-11	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 手形や割賦などによる支払い方法の領収証は書類として認められません。繰り上げ返済を行い、支払いを全て完了した上で10月31日(金)までに実績報告を行ってください。

9. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、書留郵便により全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日(火)までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

10. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、**事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に搭載する全ト協指定のトラック搭載用2段積みデッキ**を導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車へ搭載するものは対象ではありません。
- (2) 補助金を受けたトラック搭載用2段積みデッキは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等したり、破損等により機器を使用できなくなり当該機器を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。
- (3) リースやレンタルによる導入は認められません。
- (4) 申請するトラック搭載用2段積みデッキに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (5) 機器導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は**9月30日(火)までに全て支払いを完了しなければ**認められません。
- (6) 上記(5)に関連し、手形や割賦による支払いで清算ができていない場合は、支払いを9月30日(火)までに全て完了し、かつその証明書類を**10月31日(金)までに**上記記載の全ト協窓口へ提出しなければなりません。10月31日(金)までに提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しておりますので、あわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

④ ダブル連結トラック導入事業（第4号事業）

1. 申請資格を有する者

(1) 以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者が補助対象事業者になります。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 第二種貨物利用運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

(2) 上記(1)に対し事業用自動車（ダブル連結トラック）を貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象車両

全ト協が指定するダブル連結トラック

◆以下の①～④の要件を全て満たすものが対象となります。

① 貨物自動車運送事業の用に供する車両長2.1mを超えるバン型の車両であり、車検証上の車体形状が以下の連結で使用されるものであること

〈車検証上の形状〉

- ・バン（トラクタ）※+ バンフルトレーラ
- ・バン（トラクタ）※+ ドリー付バンセミトレーラ
- ・バン（トラクタ）※+ ドリー + バンセミトレーラ

※冷蔵冷凍車（トラクタ）でも可

参 考 ダブル連結トラックの種類

バン+ バンフルトレーラ	バン+ ドリー付バンセミトレーラ	バン+ ドリー+セミトレーラ
		

② 未使用のダブル連結トラックであること

③ トラクタ・トレーラがいずれも事業用自動車（緑ナンバー）であること

④ 令和6年12月1日(日)から令和7年9月30日(火)まで^{※1}の間に、トラクタ・トレーラを導入し^{※2}かついずれも新規登録を受けた車両であること

補助対象とならないもの（例）

- トラクタ・トレーラがいずれも新車ではなく既存車両や中古購入車両が混在して構成するダブル連結トラック
- 自社所有車両とリース車両が混在して構成するダブル連結トラック

- トラクタ・トレーラの所有者がいずれも異なる車両で構成されるダブル連結トラック
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 令和6年11月30日(土)以前、又は令和7年10月1日(水)以降に新車新規登録を受けたもの
- 令和7年9月30日(火)までに支払いが全て完了されなかったもの
- ダブル連結トラックに関して、国庫補助金を受けているもの

- ※1 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。
- ※2 ダブル連結トラックを9月30日(火)までに導入されたものが対象となります。
- ※3 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。繰り上げ返済を行い、9月30日(火)までに支払いを全て完了してください。詳細は下記10. 注意事項をご確認ください。

3. 補助上限額等

補助対象	補助率	補助上限額		補助上限台数 ^{※1,2,3}
ダブル 連結トラック	導入費 ^{※4} の1/6	1台あたり		1事業者につき1台 (ただし、 ①Gマーク取得事業者は3台とし、 ②「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言をおこなっているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの、又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあっては2台とする。 ③終了時における事業場内最低賃金が、開始時と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあっては2台とする。 なお、①～③に掲げる要件を複数満たす場合においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とする。 (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける運送事業者につき上記台数)
		バン フルトレーラ	400万円	
		ドリー付 バンセミトレー ラ	400万円	
		ドリー+ セミトレーラ	400万円	

- ※1 複数台申請した場合であっても、申請額が予算額を超過した場合は補助金の交付を受けられない場合があります。詳細は下記9. 交付決定等をご確認ください。
- ※2 「Gマーク取得事業者」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受けている事業者をいいます。
- ※3 一つの運送事業者が自社所有車両及びリース車両の両方を申請しても、その合計台数が補助上限台数（1台ないしは7台）を超えて補助金の交付を受けることはできません。
- ※4 導入費とは、車両の購入価格であり、「消費税（地方消費税含む）」は、導入費に含まれませんのでご注意ください。また、導入費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は、切り捨てた値が補助金交付申請額となります。

4. 申請者

申請者^{※1, ※2}は、申請資格を有する者でダブル連結トラックの自動車検査証^{※3}上の「所有者」^{※4}です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者^{※5}となりますので注意してください。

- ※1 「テールゲートリフター補助金」、「トラック搭載型クレーン補助金」及び「トラック搭載用2段積みデッキ補助金」と重複して申請することはできません。
- ※2 Gマーク取得事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめうえで一括申請してください。
- ※3 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の所有者がダブル連結トラックの使用人と異なる場合（手形あるいは割賦による支払いのため所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。）は、令和7年9月30日（火）までに移転登録（所有権留保解除）の手続きを行っていただき、所有権を自社所有に変更しなければ補助金の交付を受けることができません。
- ※4 Gマーク取得事業者等インセンティブを活用して複数台申請する場合、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース事業者それぞれが申請しなければなりません。

5. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1, 2, 3, 4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」（簡易書留、レターパックライトで可能です）でお送りください。
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参は受け付けません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『**ダブル連結トラック補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。
上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。**

6. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで^{※1, 2, 3}

- ※1 令和7年9月30日（火）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が令和7年9月30日（火）までのものを有効とします。9月30日（火）発送の場合は、**10月3日（金）までに上記受付窓口へ必着**でお願いします。なお、10月1日（水）以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 **※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間内であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。**

7. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。^{※1, 2, 3}

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でダブル連結トラックを『導入済みの場合（下記A参照）』と『未導入の場合（下記B参照）（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。

下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	
〃	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の4）		車両毎	
A-3	ダブル連結トラック導入見積書の写し	連結するトラクタ・トレーラそれぞれのバン型かつ 21mを超えるダブル連結トラックの活用記載があり導入費の判別ができるもの	車両毎	無
A-4	ダブル連結トラック導入にかかる請求書の写し	連結するトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号又は車台番号等の記載があるもの	車両毎	無
A-5	ダブル連結トラック導入にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。連結するトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号又は車台番号等の記載があるもの	車両毎	無
A-6	ダブル連結トラックの自動車検査証の写し	<u>トラクタ・トレーラそれぞれの自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要</u>	車両毎	無
A-7	連結状態にあるトラクタ・トレーラの写真2枚	連結状態にあるトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号が確認できる写真2枚	車両毎	有 (台紙)
A-8	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースの場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
A-9	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ^{※3} ・転リースの場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無

A-10	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで車両貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
A-11	補助金請求書（様式第11）		1	有
A-12	取得財産等管理明細表（様式第16）		1	
A-13	補助金申請に係る宣誓書		1	
A-14	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※4	1	無
A-15	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-16	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-17	「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-18	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
A-19	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 申請時点で支払いが未完了などを理由に提出できない場合は、①提出できない理由、②支払い予定期日、③手形又は割賦の弁済予定期日等を明記した書類を提出してください。様式は問いません。

※2 申請時点で所有権留保の車両を申請後令和7年9月30日(火)までに所有権留保を解除する場合は、移転登録（所有権留保解除）の前後2通の自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要となります。（解除後の自動車検査証（自動車検査証記録事項）は **10月31日(金)までに全ト協へ提出が必須**となります。）なお、この場合、申請書類として所有権留保解除予定のため書類提出できない旨を記載した書類を提出してください。

※3 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※4 **直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。**

B：申請時点で機器を未導入の場合（9月30日（火）までに導入予定の場合）【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	
〃	交付申請書 別紙（様式第1の4）		車両毎	
B-3	ダブル連結トラック導入にかかる見積書の写し	連結するトラクタ・トレーラそれぞれのバン型かつ21mを超えるダブル連結トラックとしての活用の記載があり導入費の判別ができるもの	車両毎	無
B-4	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者による申請の場合に限る※1 ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
B-5	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
B-6	「安全性優良事業所認定証（Gマーク認定証）」の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-7	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-8	「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」登録証書の写し	取得対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無
B-9	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言対象者に限る。（申請者がリース会社の場合は、リース先が対象）	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

8. 実績報告書の提出

機器を未導入で申請【**B**導入前申請】を行った者は、下記の期限までに以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。※1,2,3,4

<p>送付先 〒220-8799 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて</p> <p>●封筒に、『ダブル連結トラック補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。</p> <p>実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記受付窓口必着</p>

※1 **上記受付窓口への書類到着が10月31日（金）まで**となります。消印有効ではありません。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

- ※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	
〃	実績報告書 別紙（様式第8の4）		車両毎	
C-3	ダブル連結トラック導入にかかる請求書の写し	連結するトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号又は車台番号等の記載があるもの	車両毎	無
C-4	ダブル連結トラック導入 ¹ にかかる領収書の写し	原則として領収証の写し。連結するトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号又は車台番号の記載があるもの	車両毎	無
C-5	ダブル連結トラックの自動車検査証の写し	<u>トラクタ・トレーラそれぞれの自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写しが必要</u>	車両毎	無
C-6	連結状態にあるトラクタ・トレーラの写真2枚	連結状態にあるトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号が確認できる写真2枚	車両毎	有 (台紙)
C-7	自動車賃貸契約書の写し	・リース事業者による申請の場合に限る ・転リースの場合は、転リース事業者との自動車賃貸契約書も必要	車両毎	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで、機器を貸し渡すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式第11）		1	有
C-10	取得財産等管理明細表（様式第16）		1	
C-11	補助金申請に係る宣誓書		1	
C-12	賃金引上げ特例に係る実施報告書	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	有
〃	労働基準法に基づく、開始時及び終了時における、直近1か月分の賃金台帳の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無
〃	雇用条件（雇用形態、1日の所定労働時間等）が記載された書類の写し	賃金引上げ特例対象者に限る。 （申請者がリース会社の場合は、貸渡先が対象）	1	無

※1 手形や割賦などの清算や所有権留保の解除など所要の手続きを全て完了し、必要な書類を揃えた上で 10月31日(金)までに実績報告を行ってください。

9. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日(火)までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

10. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に全ト協指定のダブル連結トラックを導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車への導入は対象ではありません。また、自家用ナンバーの車両を事業用に変更した場合も対象となりません。
- (2) 補助金を受けたダブル連結トラックは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース事業者から当該使用者への権利譲渡も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (3) 申請するダブル連結トラックに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (4) ダブル連結トラック購入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は令和7年9月30日(火)までに全て支払いを完了しなければ認められません。
- (5) 上記(4)に関連し、手形や割賦による支払いで清算ができていない場合は、支払いを9月30日(火)までに全て完了し、かつその証明書類を10月31日(金)までに上記に書かれた全ト協窓口へ提出しなければなりません。10月31日(金)までに提出されない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- (6) 手形あるいは割賦による支払いのため、ダブル連結トラックの所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。9月30日(火)までに移転登録手続き(所有権留保を解除)を行う必要があります。
- (7) リースによる導入の場合にあっては、車両のリース契約期間が、原則として財産処分制限期間(5年)以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たさない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、車両を自動車運送事業者に確実に貸し渡す必要があります。

※補助制度に関するQ&Aを別途作成しておりますので、あわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電 話 : 03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

⑤～⑬ 業務効率化事業（予約受付システム等）

1. 申請資格を有する者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者
 - ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている
 - ・働きやすい職場認証制度による認証を取得している
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っている
- (2) 中小トラック運送事業者*と連携して輸送の効率化及び労働時間の削減を図るため、⑤～⑬の補助対象システムを導入する荷主企業又は倉庫業者（倉庫業法第3条の登録を受けた者）で、次のいずれかの者
 - ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っている
- (3) (1)又は(2)に該当する者に⑤～⑬の補助対象システムを貸し渡すリース事業者

*【中小トラック運送事業者】

以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上※1※2の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 第二種貨物利用運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

※2 ウは保有車両台数を問わない。

- ◆ 1ページの⑤～⑬の複数のシステムについて重複して申請することはできません。
- ◆ ⑬車両動態管理システムについては、⑤予約受付システム、⑥ASNシステム、⑦受注情報事前確認システム、⑧パレット等管理システム、⑨配車計画システム、⑩求貨求車システム、⑪運行・労務管理システム、⑫契約書電子化システム のいずれかのシステムとの同時導入（重複申請）が必要となります。
- ◆ なお、車両の効率化設備の導入等事業（①テールゲートリフター、②トラック搭載型クレーン、③トラック搭載用2段積みデッキ、④ダブル連結トラック）、経営力強化事業、人材確保・育成事業との重複申請は可能です。

2. 補助対象システム等

以下の(1)～(3)の要件を全て満たすものが対象となります。

(1) 次のいずれかであるもの

	種類	導入形態	機能等
⑤	予約受付システム	クラウドサービス利用	トラック事業者の事業所・運転者等がトラックの積卸施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること
⑥	ASNシステム		納品予定の商品詳細や賞味期限等の納品情報（事前出荷情報）について、電子的な方法により発荷主から着荷主に事前に伝達することができるシステムであること
⑦	受注情報事前確認システム		発荷主の受注情報について、電子的な方法により発荷主がトラック事業者事前に共有することができるシステムであること
⑧	パレット等管理システム		トラックの積卸施設又はトラック輸送の過程において、電子的な方法により荷物情報又は位置情報等を取得することにより、パレット等を管理することができるシステムであること
⑨	配車計画システム		予め登録した配送情報を基に、納品先までの効率的な配送ルート・配車計画等の自動作成を可能とするシステムであること
⑩	求貨求車システム	クラウドサービス利用	電子的な方法により荷主とトラック事業者及びトラック事業者同士等のマッチングを行うことができるシステムであること
⑪	運行・労務管理システム		電子的な方法により自動点呼等の運行管理や、トラックドライバーの運転時間等の労務時間の管理をすることができるシステムであること
⑫	契約書電子化システム		電子署名を施すこと等により契約を電子的に締結するためのシステムであること
⑬	車両動態管理システム※	デジタコ機器購入	車両の位置情報を把握できる車載端末を車両に搭載し、取得情報に関して運行中にデータ通信による送受信を行うことにより、車両の運行管理を行うことができるシステムであること。以下の情報を取得できるデジタコとの連動を必須とする <ul style="list-style-type: none"> ・1運行の中での瞬間速度、走行距離、走行時間 ・時間情報 ・車両動態管理に必要となるGPS位置情報

※⑬車両動態管理システムについては、⑤予約受付システム、⑥ASNシステム、⑦受注情報事前確認システム、⑧パレット等管理システム、⑨配車計画システム、⑩求貨求車システム、⑪運行・労務管理システム、⑫契約書電子化システム のいずれかのシステムとの同時導入（重複申請）が必要。

(2) 原則として事業用自動車による運送において使用するもの

(3) 次の期間内に導入し、補助対象費用の支払いを終えること※1

ア. 導入後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間

イ. 導入前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただし、令和7年9月30日までに支払いが完了していること）

※1 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

補助対象とならないもの（例）

- 中古品の設備
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 他の国庫補助金を受けているもの
- 補助対象システム等の要件を満たすものであっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているもの（申請時等に個別判断）

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
業務効率化事業に係るシステム（車両動態管理システムを除く）（⑤～⑫）の導入に係る費用の1/2 ^{※1}	1事業者あたり 24万円 ^{※2} （複数の補助対象システム導入可）	補助対象システムの導入に係る初期費用（クラウドに限る） （消費税及び地方消費税を除く）
⑬車両動態管理システムの導入に係るデジタコ導入費の1/2 ^{※1}	1台あたり 12万円 （1事業者10台まで ^{※3} ）	補助対象システムのデジタコ車載器導入費（車載器本体＋取付費） （消費税及び地方消費税を除く）

※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※2 1事業者につき申請は1回のみとし、複数の補助対象システムを申請する場合も1回にまとめる。

※3 1事業者につき申請は1回のみとする。

補助対象とならない経費（例）

- 月額利用料（ただし、システムの利用開始にあたり支払いを要するもの等、導入に係る初期費用を除く。）
- 補助対象システムを構成する必要な設備であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の汎用機器
- 補助対象設備の要件を満たすシステム・設備であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているシステム・設備の費用
- 通信料やプロバイダー利用料等の費用（ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く）
- 消耗品購入費用（SDカード等の事業所用機器に運行データを記録又は伝達するために必須となる装置等は除く）。
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1,2,3,4}

※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。

※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『業務効率化事業（予約受付システム等）補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

【 **※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
 上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。** 】

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで^{※1, 2, 3, 4, 5}

- ※1 上記受付期間の最終日を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が各申請受付期間の最終日までのものを有効とします。なお、上記期間の最終日の翌日以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 ※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。
- ※4 導入前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定（P.44）まで早くても1週間程度かかります。システム導入期限は9月30日（火）までですので、システム導入に係る日数を考慮し、早めに申請を行ってください。
- ※5 導入前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。^{※1, 2, 3}

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点でシステム等を『導入済みの場合（下記A参照）』と『未導入の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点でシステム等を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
”	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の5）	複数のシステムを申請する場合、システム毎に作成して提出	1	有

A-3	補助対象システムにかかる見積書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-4	補助対象システムにかかる請求書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-5	補助対象システムにかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-6	補助対象システムの納品書の写し又は販売証明書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの	1	無
A-7	補助対象システムの機能を確認できる資料	P44 2.(1)の表に記載されている内容が確認できる資料(カタログ等)システムは、PC等の画面に映り、運用可能な状態が確認できること	1	無
A-8	補助対象システムの設置・利用状態を示す写真	デジタコは設置状況が確認できること	1	無
A-9	賃貸契約書の写し(リース事業者による申請の場合)		1	無
A-10	履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行のもの)の写し	・リース事業者、荷主等による申請及びリース先が荷主等の場合に提出 ^{※1} ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
A-11	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間(5年)を満たすまで機器を貸し出すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
A-12	補助金請求書(様式11)		1	有
A-13	補助金申請に係る宣誓書(宣誓書様式1-A)	⑤~⑫のシステムの申請の場合	1	有
	〃(宣誓書様式2-A)	⑬車両動態管理システムを含む申請の場合	1	有
A-14	申立書 (交付規程第6条第2号に該当する荷主企業等と連携して補助対象事業を実施する第6条第1項に該当する事業者の補助対象事業の実施に関する申立書)	申請者が荷主等の場合、又は申請者がリース事業者でありリース先が荷主等の場合に提出	1	有
A-15	貨物自動車運送事業報告規則又は貨物利用運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し ^{※2} (申請者が荷主企業又は倉庫業者の場合は、連携して実施する運送事業者のもの。リース事業者の場合は貸し渡す運送事業者のもの)	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
A-16	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
A-17	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
A-18	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点でシステム等を未導入の場合【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第1の5）	複数のシステムを申請する場合、システム毎に作成して提出	1	有
B-3	補助対象システムにかかる見積書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
B-4	補助対象システムの機能を確認できる資料	P44 2. (1)の表に記載されている内容が確認できる資料（カタログ等）	1	無
B-5	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し※1	・リース事業者、荷主等による申請及びリース先が荷主等の場合に提出 ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
B-6	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式1-B）	⑤～⑫のシステムの申請の場合	1	有
	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式2-B）	⑬車両動態管理システムを含む申請の場合	1	有
B-7	申立書 （交付規程第6条第2号に該当する荷主企業等と連携して補助対象事業を実施する第6条第1項に該当する事業者の補助対象事業の実施に関する申立書）	申請者が荷主企業等の場合、または申請者がリース事業者であり、リース先が荷主等の場合に提出	1	有
B-8	貨物自動車運送事業報告規則又は貨物利用運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し※2 （申請者が荷主企業又は倉庫業者の場合は、連携して実施する運送事業者のもの。リース事業者の場合は貸し渡す運送事業者のもの）	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
B-9	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
B-10	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
B-11	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

7. 実績報告書の提出

導入前申請（**B**）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。^{※1,2,3,4}

<p>送付先 〒220-8799 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて</p> <p>●封筒に、『業務効率化事業（予約受付システム等）補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。</p> <p>実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口に着</p>

- ※1 **上記受付窓口への書類到着が10月31日（金）まで**となります。消印有効ではありません。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。
- ※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の5）	複数のシステムで交付決定を受けた場合、システム毎に作成して提出	1	有
C-3	補助対象システムにかかる請求書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-4	補助対象システムにかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-5	補助対象システムの納品書の写し又は販売証明書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの	1	無
C-6	補助対象システムの設置・利用状態を示す写真	デジタコは設置状態が確認できること	1	無
C-7	賃貸契約書の写し	（リース事業者による申請の場合）	1	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで機器を貸し出すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式11）		1	有

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、書留郵便により全ト協から申請者へ連絡します。^{※1}

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日（火）までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象システムを導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 補助金を受けた補助対象システムのデジタコ車載器は、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で補助対象システムの所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により補助対象システムを使用できなくなり当該システムを処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース事業者から当該使用者への権利譲渡も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (2) 申請する補助対象システムに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (3) 補助対象システムの導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (4) リースによる導入の場合にあっては、補助対象システムのリース契約期間が、原則として財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たさない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象システムを交付規程第6条第1項第1号または第2号に該当する者に確実に貸し渡す必要があります。
- (5) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電 話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

⑭ 原価管理システム

1. 申請資格を有する者

次の(1)～(2)のいずれかに該当する者

- (1) 中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者
 - ・「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」を行っている
 - ・働きやすい職場認証制度による認証を取得している
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っている
- (2) (1)に該当する者に⑭の補助対象システムを貸し渡すリース事業者

*【中小トラック運送事業者】

以下のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上^{※1}の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

◆ 1ページの⑮M&A・事業承継と重複して申請することはできません。

2. 補助対象システム

以下の(1)～(3)の要件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 貨物運送に係る原価計算や分析、原価管理などを行うためのもの
- (2) クラウドサービスにより利用するもの
- (3) 次の期間内に導入し、補助対象費用の支払いを終えること^{※1}
 - ア. 導入後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間
 - イ. 導入前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただし費用の支払いは、令和7年9月30日までの期間）

※1 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

補助対象とならないもの（例）

- 他の国庫補助金を受けているもの
- 補助対象システム等の要件を満たすものであっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているもの（申請時等に個別判断）

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
補助対象システム導入に係る費用の1/2※1	1事業者あたり6万円※2	補助対象システムの初期費用 (クラウドに限る) (消費税及び地方消費税を除く)

※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※2 1事業者につき申請は1回のみとする。

補助対象とならない経費（例）

- 月額利用料
- 補助対象システムを構成する必要な設備であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の汎用機器
- 通信料やプロバイダー利用料等の費用（ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く）
- 消耗品購入費用（SDカード等の事業所用機器に運行データを記録又は伝達するために必須となる装置等は除く）。
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への**振込手数料**
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。※1,2,3,4

※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。

※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『**原価管理システム導入補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。**

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで※1,2,3,4,5

※1 上記受付期間の最終日を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。

※2 郵便局の消印が各申請受付期間の最終日までのものを有効とします。なお、上記期間の最終日の翌日以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

※3 **※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したのものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。**

※4 **導入前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定まで早くても1週間程度かかります。システム導入期限は9月30日（火）までですので、システム導入に係る日数を考慮**

し、早めに申請を行ってください。

※5 導入前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1,2,3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点でシステム等を『導入済みの場合（下記A参照）』と『未導入の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火）までに導入予定の場合）』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点でシステム等を導入済みの場合【導入後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
”	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の6）		1	有
A-3	補助対象事業に係るシステムにかかる見積書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-4	補助対象事業に係るシステムにかかる請求書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-5	補助対象事業に係るシステムにかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-6	補助対象事業に係るシステムの納品書の写し又は販売証明書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの	1	無
A-7	補助対象事業に係るシステムの機能を確認できる資料	P512. に記載されている内容が確認できる資料（カタログ等）	1	無
A-8	補助対象事業に係るシステムの設置・利用状態を示す写真	システムはPC等の画面に映り、運用可能な状態が確認できること	1	無
A-9	賃貸契約書の写し（リース事業者による申請の場合）		1	無
A-10	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・リース事業者の場合に提出※1 ・転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要	1	無
A-11	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで機器を貸し出すことを証する書類	1	有

		・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要		
A-12	補助金請求書（様式 1 1）		1	有
A-13	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式 1-A）		1	有
A-14	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
A-15	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
A-16	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
A-17	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無

※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点でシステム等を未導入の場合【導入前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第 1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第 1 の 6）		1	有
B-3	補助対象事業に係るシステムにかかる見積書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの	1	無
B-4	補助対象事業に係るシステムの機能を確認できる資料	P 5 1 2. に記載されている内容が確認できる資料	1	無
B-5	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	リース事業者による申請の場合に提出 転リースを介している場合は、転リース事業者の履歴事項全部証明書も必要 ※1	1	無
B-6	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式 1-B）		1	有
B-7	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
B-8	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
B-9	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無
B-10	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る 申請者がリース事業者の場合は、リース先が対象	1	無

- ※1 リース事業者において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。
- ※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

7. 実績報告書の提出

導入前申請（B）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の正本1部を下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。※1,2,3,4

送付先 〒220-8799
 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『原価管理システム導入補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口へ必着

- ※1 上記受付窓口の書類到着が10月31日（金）までとなります。消印有効ではありません。書類到着が11月1日（土）以降となると補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。
- ※2 各都道府県トラック協会での書類受付は行いません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の6）		1	有
C-3	補助対象事業に係るシステムにかかる請求書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-4	補助対象事業に係るシステムにかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-5	補助対象事業に係るシステムの納品書の写し又は販売証明書の写し	システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの	1	無
C-6	補助対象事業に係るシステムの設置・利用状態を示す写真	システムはPC等の画面に映り、運用可能な状態が確認できること	1	無
C-7	賃貸契約書の写し（リース事業者による申請の場合）		1	無
C-8	リース契約延長宣誓書	・リース事業者による申請でリース契約期間が5年未満の場合に限る ・財産処分制限期間（5年）を満たすまで機器を貸し出すことを証する書類 ・転リースの場合は、転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要	1	有
C-9	補助金請求書（様式11）		1	有

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、簡易書留により全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象システムを導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 申請する補助対象システムに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (2) 補助対象システムの導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

1. 申請資格を有する者

中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者

- ・ 「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」を行っている
- ・ 働きやすい職場認証制度による認証を取得している
- ・ パートナーシップ構築宣言を行っている

*【中小トラック運送事業者】

以下のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上※1の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

◆ 1ページの⑭原価管理システムと重複して申請することはできません。

2. 補助対象事業

以下の(1)～(2)の要件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 以下の期間内に、対象となる事業承継についてM&A等支援事業者※1とのコンサルティング契約を締結し、同契約に基づくコンサルティングを受け、事業承継を完了※2し、コンサルティング費用の支払いを終えていること※3
 - ア 実施後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間
 - イ 実施前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただしコンサルティング費用の支払いは、令和7年9月30日までの期間に完了していること）
- (2) 対象となる事業承継が以下の要件を満たす株式譲渡※4によるものであること
 - ア 株式譲渡実施前において、申請者（株式譲受人）が対象企業の総株主の議決権の過半数の株式を保有していないこと
 - イ 株式譲渡実施後において、申請者（株式譲受人）が対象企業の総株主の議決権の3分の2以上の数の株式を保有していること

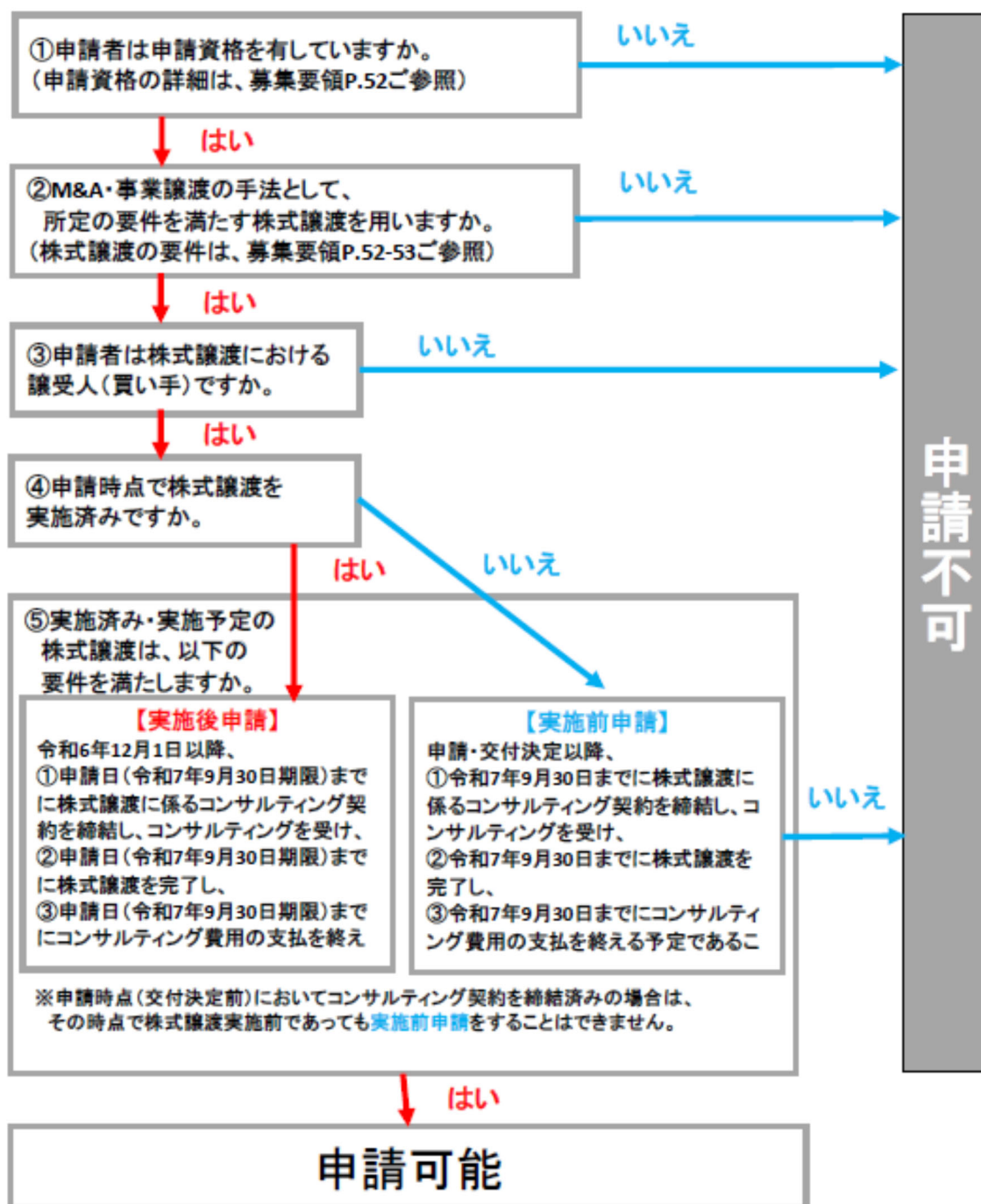
※1 M&A等支援事業者とは、「M&A支援機関登録制度」に登録されたM&A専門業者（仲介業者、フィナンシャルアドバイザー）、金融機関、商工団体、士業等専門家、M&Aプラットフォームをいいます。

※2 完了とは、株式譲渡契約が締結され、それに基づく株式譲渡が完了したことをいいます。

※3 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

※4 本事業は株式譲渡のみを対象とします。また、譲受人（買い手）のみが申請者となることができます。

(参考) 申請可否確認用フローチャート



補助対象とならないもの（例）

- 他の国庫補助金を受けているもの

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
M&A・事業承継に係る費用の1/6 ^{※1}	1事業者あたり50万円 ^{※2}	コンサルティング費用 ^{※3} (消費税及び地方消費税を除く)

※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※2 1事業者につき申請は1回のみとする。

※3 M&A等支援事業者とのM&Aに係る仲介、コンサルタント費用。売り手との最終契約を成約させたM&A等支援事業者へ支払ったコンサルタント費用のみが対象

補助対象とならない経費（例）

- M&A・事業承継の手続きに要する費用（登記費用、租税公課等）
- M&A・事業承継の実施に係るコンサルティング（助言等）の内容を含まないと認められる費用
- 令和6年11月30日以前にM&A専門業者等に支払ったコンサルタント費用
- 個人が支払ったコンサルタント費用
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者がM&A専門業者等にコンサルタント費用を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、M&A専門業者等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。※1,2,3,4

※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。

※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

- 封筒に、『**経営力強化事業費補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。**

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで※1,2,3,4,5

※1 上記受付期間の最終日を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。

※2 郵便局の消印が各申請受付期間の最終日までのものを有効とします。なお、上記期間の最終

日の翌日以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

- ※3 ※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。
- ※4 実施前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定まで早くても1週間程度かかります。M&A・事業承継完了期限は9月30日（火）までですので、M&A・事業承継に係る日数を考慮し、早めに申請を行ってください。
- ※5 実施前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1,2,3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点で事業承継が『完了している場合（下記A参照）』と『未完了の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火）までに完了予定の場合）』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点でM&A・事業承継が完了している場合【実施後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
”	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の7）		1	有
A-3	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の見積書の写し	補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別でき、コンサルティング概要がわかるもの（アドバイザー契約書、企画書等の添付可）	1	無
A-4	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の請求書の写し	補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別できるもの	1	無
A-5	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別できるもの	1	無
A-6	補助対象となる事業承継が成立していることを証する書類の写し	①及び② ①株式譲渡契約書（クローリング日が別途定められている場合にはそれが確認できる資料を含む） ②M&A対象会社の株式譲渡前と譲渡後の株主名簿（対象会社代表者の原本証明付）	1	無
A-7	補助金請求書（様式11）		1	有

A-8	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-A）		1	有
A-9	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※1	1	無
A-10	「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言の写し	宣言事業者に限る	1	無
A-11	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
A-12	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点でM&A・事業承継が実施前の場合【実施前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第1の7）		1	有
B-3	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の見積書の写し	補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別でき、コンサルティング概要がわかるもの（アドバイザリー契約書のひな形、企画書等の添付可）	1	無
B-4	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-B）		1	有
B-5	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し※1	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
B-6	「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言の写し	宣言事業者に限る	1	無
B-7	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
B-8	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

7. 実績報告書の提出

実施前申請（**B**）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。 ※1, 2, 3, 4

送付先 〒220-8799
 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『経営力強化事業補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口に必着

- ※1 消印有効ではありません。10月31日（金）を過ぎてからの提出は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、期限までに必ず報告を行ってください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 申請者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の7）		1	有
C-3	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の請求書の写し	補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別できるもの	1	無
C-4	補助対象事業にかかるコンサルタント費用の支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業にかかるコンサルタント費用であることが判別できるもの	1	無
C-5	補助対象となる事業承継が成立していることを証する書類の写し	①及び② ①株式譲渡契約書（完了日が別途定められている場合には、それが確認できる資料を含む） ②M&A対象会社の株式譲渡前と譲渡後の株主名簿（対象会社代表者の原本証明付）	1	無
C-6	補助金請求書（様式11）		1	有

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、簡易書留により全ト協から申請者へ連絡します。^{※1}

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日（火）までに完了したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象事業を実施予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 申請する事業承継に関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (2) コンサルタント費用の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。

※補助制度に関するQ&Aを別途作成しております。Q&Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

⑯ 人材採用活動

1. 申請資格を有する者

中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者

- ・「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」を行っている
- ・働きやすい職場認証制度による認証を取得している
- ・パートナーシップ構築宣言を行っている

*【中小トラック運送事業者】

以下のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上※1の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

◆ 1ページの⑯～⑰の補助対象事業について重複して申請することはできません。

2. 補助対象事業

以下の(1)及び(2)の要件を全て満たすものが対象となります。

(1) 人材確保を目的とした次のいずれかの事業であること

- ア 求人媒体への求人広告掲載
- イ 人材確保セミナー等の開催または参加
- ウ 人材確保のためのホームページの作成・改修又はPR資料の作成
- エ 人材確保のためのコンサルティングの実施

(2) 次の期間内に補助対象事業を発注、契約、完了し、補助対象費用の支払いを終えること※1

- ア. 実施後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間
- イ. 実施前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただし費用の支払いは、令和7年9月30日までの期間）

※1 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

※2 クレジットカード払いの場合は、決済日が令和7年9月30日以前である必要があります。

補助対象とならないもの（例）

- 他の国庫補助金を受けているもの
- 令和7年9月30日までに支払いを終えていないもの

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
人材採用活動に係る費用の1/2 ^{※1}	1事業者あたり15万円 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保セミナー等の開催費用^{※3} ・人材確保のためのPR費用^{※4} ・人材確保のためのコンサルティング費用^{※5} (消費税及び地方消費税を除く)

- ※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- ※2 1事業者につき申請は1回のみとする。
- ※3 人材確保のためのイベントを含むものとし、会場借上げ、外部委託経費、出展料、これらに相当する若しくはこれらに類する費用が対象となります。
- ※4 人材を確保するために事業者等が行う自社又は業界をPRするためのホームページ作成・改修費用、PR資料の作成費用、人材確保のためのイベントへの参加費用等が対象になります。
- ※5 経営全般に関するコンサルティングの内容の一環として、人材確保に係るコンサルティングを受けた場合は、人材確保に係るコンサルティングに要した費用だけが補助対象となります。

補助対象とならない経費（例）

- セミナー等開催に伴う飲食費
- 人材派遣会社への紹介料
- 人材確保に関する掲載がないホームページの開設・改修費用
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者が費用を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1,2,3,4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

- 封筒に、『**人材確保・育成事業補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。**

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで^{※1,2,3}

- ※1 令和7年9月30日（火）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が令和7年9月30日（火）までのものを有効とします。9月30日（火）発送の場合は、**10月3日（金）までに上記受付窓口必着**をお願いします。なお、10月1日（水）以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 ※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したのものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。
- ※4 実施前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定まで早くても1週間程度かかります。事業実施期限は9月30日（火）までですので、事業実施に係る日数を考慮し、早めに申請を行ってください。
- ※5 実施前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。^{※1,2,3}

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を実際に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点で補助対象事業を『実施済みの場合（下記A参照）』と『未実施の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火））までに実施予定の場合』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点で補助対象事業を実施済みの場合【実施後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
〃	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の8）		1	有
A-3	補助対象事業にかかる見積書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-4	補助対象事業にかかる請求書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-5	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの	1	無

A-6	補助対象事業の概要を確認できる資料	セミナー開催概要、人材採用活動企画書等	1	無
A-7	補助対象事業の実施状態を示す資料、写真等	セミナーの様子を撮影した写真、制作したPR資料、ホームページのURL等	1	無
A-8	補助金請求書（様式11）		1	有
A-9	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-A）		1	有
A-10	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※1	1	無
A-11	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無
A-12	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
A-13	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点で補助対象事業が未実施の場合【実施前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第1の8）		1	有
B-3	補助対象事業にかかる見積書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
B-4	補助対象事業の概要を確認できる資料	セミナー開催概要、人材採用活動企画書等	1	無
B-5	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-B）		1	有
B-6	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し※1	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
B-7	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無
B-8	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
B-9	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

7. 実績報告書の提出

実施前申請（**B**）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。 ※1,2,3,4.

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW

公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『人材確保・育成事業補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口に必着

- ※1 消印有効ではありません。10月31日（金）を過ぎてからの提出は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、期限までに必ず報告を行ってください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 申請者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の8）		1	有
C-3	補助対象事業にかかる請求書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-4	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの	1	無
C-5	補助対象事業の実施状態を示す資料、写真等	セミナーの様子を撮影した写真、制作したPR資料、ホームページのURL等	1	無
C-6	補助金請求書（様式11）		1	有

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、簡易書留により全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日（火）までに実施したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象事業を実施予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合

は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 申請する補助対象事業に関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (2) 補助対象事業の実施の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電 話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

1. 申請資格を有する者

① 中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者

- ・「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」を行っている
- ・働きやすい職場認証制度による認証を取得している
- ・パートナーシップ構築宣言を行っている

*【中小トラック運送事業者】

以下のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上※1の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

◆ 1ページの⑯～⑰の補助対象事業について重複して申請することはできません。

② 上記①の従業員に対して、人材育成活動に係る技能等の習得を図る人材育成機関

2. 補助対象事業

以下の(1)及び(2)の要件を全て満たすものが対象となります。

(1) 人材育成を目的とした次のいずれかの事業であること

- ア 効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習などの開催
- イ 人材育成機関が実施する効率的な荷積みに係るスキルや接遇等のトラックドライバーに求められる技能の習得等に係る講習等を、中小企業トラック運送事業者の従業員（申請者が健康保険料又は雇用保険料を負担している者）が受講し、その費用を申請者が負担したもの

(2) 次の期間内に補助対象事業を発注、契約、実施完了し、補助対象費用の支払いを終えること※1、または講習等の申込み及び講習費用の支払いが終わっていること

- ア. 実施後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間
- イ. 実施前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただし費用の支払いは、令和7年9月30日までの期間）

※1 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

補助対象とならないもの（例）

- 他の国庫補助金を受けているもの
- 令和6年11月30日以前に人材育成機関等へ申込み及び講習費用を支払ったもの

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
人材育成活動に係る費用の1/2 ^{※1}	1事業者あたり15万円 ^{※2}	・技能取得に係る講習等の開催費用 ^{※3} ・人材育成機関が実施する技能取得に係る講習等の受講費用 ^{※4} (消費税及び地方消費税を除く)

※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※2 1事業者につき申請は1回のみとする。

※3 技能取得に係る研修を開催するための会場借料、外部委託経費、これらに相当する若しくはこれらに類する費用が対象となります。

※4 人材育成機関等が行う技能取得に係る講習への参加費用等が対象になります。

補助対象とならない経費（例）

- 講習等開催に伴う飲食費
- 従業員が負担した費用（事業者が講習費用の一部を負担した場合は、事業者が負担した一部が補助対象経費となります。）
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者が費用を振り込む際に発生する銀行等への**振込手数料**
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。 ※1,2,3,4

※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。

※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『人材確保・育成事業補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

【**※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
上記受付窓口へ郵送で申請書類をご送付ください。**】

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで ※1,2,3,4,5

※1 上記受付期間の最終日を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。

※2 郵便局の消印が各申請受付期間の最終日までのものを有効とします。なお、上記期間の最終日の翌日以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

※3 **※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付**

を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したのものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。

- ※4 実施前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定まで早くても1週間程度かかります。事業実施期限は9月30日（火）までですので、事業実施に係る日数を考慮し、早めに申請を行ってください。
- ※5 実施前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1,2,3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点で補助対象事業を『実施済みの場合（下記A参照）』と『未実施の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火））までに実施予定の場合』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点で補助対象事業を実施済みの場合【実施後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
〃	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の9）		1	有
A-3	補助対象事業にかかる見積書又は積算書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-4	補助対象事業にかかる請求書の写し（請求書がある場合に限る。）	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
A-5	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し（支払いを証する書類がある場合に限る。）	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの	1	無
A-6	人材育成に係る研修等の申込書の写し	人材育成に係る研修等の申込書の写し（受講者により記入済のものに限る）※1	1	無
A-7	補助対象事業の実施状況を示す資料及び写真等	講習等の様子を撮影した写真、人材育成機関が制作した研修概要、研修カリキュラム、研修時の配布資料、ホームページのURL等	1	無
A-8	補助金請求書（様式11）		1	有
A-9	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-A）		1	有

A-10	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
A-11	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し※3	宣言事業者に限る	1	無
A-12	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し※3	取得事業者に限る	1	無
A-13	「パートナーシップ構築宣言」の写し※3	宣言事業者に限る	1	無
A-14	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	・人材育成機関による申請の場合に限る※4	1	無

※1 人材育成機関が申請する場合は、当該申請に係る講習等の申込書に、当該講習等が本補助金の交付を受けて実施されるものである旨が明記されていることが必須となります。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。人材育成機関が申請する場合は、当該申請に係る講習等を受講した中小トラック運送事業者のものを提出してください。

※3 人材育成機関が申請する場合は、人材育成機関におけるA-11「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し又はA-13「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出してください。

※4 人材育成機関において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

B：申請時点で補助対象事業が未実施の場合【実施前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第1の9）		1	有
B-3	補助対象事業にかかる見積書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
B-4	人材育成に係る研修等の申込書の写し	人材育成に係る研修等の申込書の写し（受講者により記入済のものに限る）※1、研修概要、研修カリキュラム、研修案内、研修申込書等	1	無
B-5	補助対象事業の概要を示す資料	人材育成機関が制作した研修概要、研修カリキュラム、ホームページのURL等	1	無
B-6	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式3-B）		1	有
B-7	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し※2	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
B-8	「ホワイト物流」推進運動の「自主行動宣言」の写し※3	宣言事業者に限る	1	無
B-9	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し※3	取得事業者に限る	1	無
B-10	「パートナーシップ構築宣言」の写し※3	宣言事業者に限る	1	無
B-11	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し	人材育成機関による申請の場合に限る※4	1	無

- ※1 人材育成機関が申請する場合は、当該申請に係る講習等の申込書に、当該講習等が本補助金の交付を受けて実施されるものである旨が明記されていることが必須となります。
- ※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。人材育成機関が申請する場合は、当該申請に係る講習等を受講した中小トラック運送事業者のものを提出してください。
- ※3 人材育成機関が申請する場合は、当該申請に係る講習等を受講した中小トラック運送事業者のものを提出してください。
- ※4 人材育成機関において、複数の運送事業者分を申請する場合は、事前に提出することにより、以後の提出を省略できることとします。あらかじめ全ト協へお問い合わせください。

7. 実績報告書の提出

実施前申請（**B**）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の正本1部を下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。^{※1,2,3,4}

送付先 〒220-8799
 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

●封筒に、『人材確保・育成事業補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口に着

- ※1 消印有効ではありません。10月31日（金）を過ぎてからの提出は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、期限までに必ず報告を行ってください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 申請者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の9）		1	有
C-3	補助対象事業にかかる請求書の写し	事業にかかる費用の内容等の記載があるもの	1	無
C-4	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの	1	無
C-5	補助対象事業の実施状態を示す資料、写真等	講習の様子を撮影した写真、講習時の配布資料等	1	無
C-6	補助金請求書（様式11）		1	有

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、全ト協から申請者へ連絡します。※1

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日までに実施したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象事業を実施予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 申請する補助対象事業に関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (2) 補助対象事業の実施の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電話：03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

1. 申請資格を有する者

- ① 中小トラック運送事業者*で、次のいずれかの者
- ・「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている
 - ・働きやすい職場認証制度による認証を取得している
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っている

*【中小トラック運送事業者】

以下のア又はイのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が5両以上※1の者。

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

◆ 1ページの⑯～⑱の補助対象事業について重複して申請することはできません。

2. 補助対象事業

以下の(1)及び(2)の要件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 従業員（申請者が健康保険料又は雇用保険料を負担している者）の次のいずれかの免許等取得に対し、その費用を申請者が負担したもの
- ア 中型自動車第一種運転免許
 - イ 大型自動車第一種運転免許
 - ウ けん引自動車第一種運転免許
 - エ フォークリフト運転資格
 - オ 特例教習
- (2) 次の期間内に教習所の申込み、免許等の取得、教習、講習費用の支払いが終わっていること※1
- ア. 取得後申請の場合、令和6年12月1日から申請日（令和7年9月30日まで）までの期間
 - イ. 取得前申請の場合、交付決定日から令和7年9月30日までの期間（ただし費用の支払いは、令和7年9月30日までの期間）

※1 手形や割賦などによる支払い方法は認められません。

※2 クレジットカード決済の場合、領収書の日付にかかわらず、決済日が令和7年9月30日以前である必要があります。

補助対象とならないもの（例）

- 他の国庫補助金を受けているもの
- 令和6年11月30日以前に教習所等へ申込み及び教習・講習費用を支払ったもの
- 令和7年9月30日までに支払いを終えていないもの

3. 補助率、補助上限額、補助対象経費

補助率	補助額の上限額	補助対象経費
中型免許、大型免許、けん引免許、フォークリフト運転資格取得に係る費用の1/2 ^{※1}	1事業者あたり15万円 ^{※2、※3}	・自動車教習所等での免許取得のための教習及び特例教習に要する費用 ・フォークリフト運転資格取得のための講習受講費用 (消費税及び地方消費税を除く)

- ※1 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- ※2 1事業者につき申請は1回のみとする。
- ※3 当該免許等取得について、トラック協会等から助成金等の交付を受ける場合であって、当該助成金等の額と補助額等の合計が補助対象経費の額を上回るときは、当該上回る額を補助額から減額する。

補助対象とならない経費（例）

- 従業員が負担した費用（事業者が教習及び講習費用の一部を負担した場合は、負担した一部が補助対象経費となります）
- 免許交付手続き費用（免許交付手数料）・**仮免許交付手続き費用**
- 特例講習のみの受講費用
- 補助対象経費、補助金の額には消費税及び地方消費税相当の金額は含まないこと。
- 補助対象事業者が費用を振り込む際に発生する銀行等への**振込手数料**
※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

4. 申請方法

下記受付窓口へ郵送（書留郵便又はレターパックに限ります。一般郵便や宅配便、全ト協への直接持参は不可。）により申請を行ってください。^{※1,2,3,4}

- ※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。
- ※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「書留郵便」か「レターパック」でお送りください。（簡易書留、レターパックライトで可能です）
- ※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできません。
- ※4 全ト協への直接持参による受付は行いません。

送付先 〒220-8799

日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW
公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて

- 封筒に、『**人材確保・育成事業補助金 申請書類在中**』と赤字で記載してください。

**※注：各都道府県トラック協会窓口での書類受付は行いません。
上記受付窓口宛てに郵送で申請書類をご送付ください。**

5. 申請受付期間

次の期間内に先着順に受け付けます。

令和7年7月28日（月）から令和7年9月30日（火）まで※1, 2, 3, 4, 5

- ※1 上記受付期間の最終日を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。
- ※2 郵便局の消印が各申請受付期間の最終日までのものを有効とします。なお、上記期間の最終日の翌日以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。
- ※3 ※1※2にかかわらず、先着順に受け付け、上記期間中であっても予算額に達する直前で受付を締め切らせていただきます。また、締切後に全ト協に到着したものにつきましては受理いたしません。予めご了承ください。
- ※4 取得前申請（下記B）の場合、申請書受領から交付決定（P.75）まで早くても1週間程度かかります。免許等取得期限は9月30日（火）までですので、免許等取得に係る日数を考慮し、早めに申請を行ってください。
- ※5 取得前申請（下記B）の場合、発注や契約は必ず交付決定日以後に行ってください。交付決定前に教習所等に申込みをしたものは補助対象外となります。

6. 申請書類等

以下に記載の申請書類を**正本1部**提出してください。 ※1, 2, 3

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

◆ 申請に必要な書類

現時点で補助対象免許等を『取得済みの場合（下記A参照）』と『未取得の場合（下記B参照）』（令和7年9月30日（火）までに取得予定の場合）』で提出する書類が異なります。下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出して下さい。

A：申請時点で補助対象免許等を取得済みの場合【取得後申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
A-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
A-2	交付申請書兼実績報告書（様式第2）		1	有
”	交付申請書兼実績報告書 別紙（様式第2の10）	複数の従業員分を申請する場合、従業員毎に作成して提出	1	有
A-3	補助対象事業の費用等が明記されたものの写し	教習所案内パンフレット等	1	無
A-4	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの※1	1	無
A-5	従業員として雇用していることを証するもの	健康保険証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等	1	無
A-6	運転免許証等の写し	氏名、交付日及び免許の種類が確認できるものであって、それ以外の個人情報を読み取れないように加工（塗りつぶし）したもの	1	無
A-7	補助金請求書（様式11）		1	有

A-8	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式4-A）		1	有
A-9	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの※2	1	無
A-10	「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言の写し	宣言事業者に限る	1	無
A-11	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
A-12	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 当該従業員が教習所等に教習費用等を支払った場合は、「教習所等から当該従業員宛ての領収証」の写し及び「当該従業員から申請事業者宛の領収証」の写しを提出してください。

※2 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

B：申請時点で補助対象免許等を未取得の場合【取得前申請】

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
B-1	申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票		1	有
B-2	交付申請書（様式第1）		1	有
〃	交付申請書 別紙（様式第1の10）	複数の従業員分を申請する場合、従業員毎に作成して提出	1	有
B-3	補助対象事業の費用等が明記されたものの写し	教習所案内パンフレット等	1	無
B-4	従業員として雇用していることを証するもの	健康保険証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等	1	無
B-5	補助金申請に係る宣誓書（宣誓書様式4-B）		1	有
B-6	貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し※1	資本金及び従業員数の記載された書類の写し。運輸支局等の受付日が確認できるもの	1	無
B-7	「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言の写し	宣言事業者に限る	1	無
B-8	「働きやすい職場認証制度」取得登録証書の写し	取得事業者に限る	1	無
B-9	「パートナーシップ構築宣言」の写し	宣言事業者に限る	1	無

※1 直近事業年度の報告を行っていない場合は、速やかに報告手続きを運輸支局等に行い、受付印が押印されたものを提出してください。過去の古い書類では認められません。

7. 実績報告書の提出

取得前申請（**B**）をして交付決定を受けた者は、下記の期限までに、以下の書類の**正本1部**を**下記受付窓口へ郵送**（書留郵便又はレターパックに限る。）（簡易書留、レターパックライトで可能です）で提出しなければなりません。 ※1, 2, 3, 4, 5

<p>送付先 〒220-8799 日本郵便株式会社横浜中央郵便局 私書箱36号BW 公益社団法人全日本トラック協会 補助金担当 あて</p> <p>●封筒に、『<u>人材確保・育成事業補助金 申請書類在中</u>』と赤字で記載してください。</p>

実績報告期限：令和7年10月31日（金）までに上記窓口に必着

- ※1 消印有効ではありません。10月31日（金）を過ぎてからの提出は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、期限までに必ず報告を行ってください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。必ず上記受付窓口へ郵送してください。
- ※3 申請者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

NO	提出書類	備考	部数	書類様式
C-1	実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票		1	有
C-2	実績報告書（様式第8）		1	有
〃	実績報告書 別紙（様式第8の10）	複数の従業員分を申請する場合、従業員毎に作成して提出	1	有
C-3	補助対象事業にかかる支払いを証する書類の写し	原則として領収証の写し。補助対象事業に係る支出であることが判別できるもの※1	1	無
C-4	運転免許証等の写し	氏名、交付日及び免許の種類が確認できるものであって、それ以外の個人情報を読み取れないように加工（塗りつぶし）したもの	1	無
C-5	補助金請求書（様式11）		1	有

- ※1 当該従業員が教習所等に教習費用等を支払った場合は、「教習所等から当該従業員宛ての領収証」の写し及び「当該従業員から申請事業者宛の領収証」の写しを提出してください。

8. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、簡易書留により全ト協から申請者へ連絡します。※1

- ※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和7年9月30日までに実施（免許等取得）したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に補助対象事業を実施予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

9. 注意事項

- (1) 申請する補助対象事業に関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。
- (2) 補助対象事業の導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。
- (3) 不交付となった場合は、交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。
- (4) 領収証に記載された支払い費用について、内訳が不明の場合は教習所等へ確認する場合があります。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 補助金担当

電 話 : 03-4332-2084

[受付時間] 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

重複申請の可否について

- 本補助事業には【車両の効率化設備の導入等事業】、【業務効率化事業】、【経営力強化事業】、【人材確保・育成事業】の4分類の補助対象事業があります。
- 異なる分類に属するメニューは重複申請をすることができますが、同一分類内のメニューは重複申請をすることができません。下記をご確認ください。
なお、令和5年度国土交通省補正予算「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」の2次募集において補助金交付を受けた機器等の重複申請は出来ませんので、ご注意ください。

補助対象事業の分類

【車両の効率化設備の導入等事業】

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④ダブル連結トラック

【業務効率化事業】

- ⑤予約受付システム
- ⑥ASNシステム
- ⑦受注情報事前確認システム
- ⑧パレット等管理システム
- ⑨配車計画システム
- ⑩求貨求車システム
- ⑪運行・労務管理システム
- ⑫契約書電子化システム
- ⑬車両動態管理システム ※下記【ご注意】参照

【経営力強化事業】

- ⑭原価管理システム
- ⑮M&A・事業承継

【人材確保・育成事業】

- ⑯人材採用活動
- ⑰人材育成活動
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請可能なケース

異なる分類の補助対象事業は、重複申請することができます。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムを申請する。

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のトラック搭載型クレーン、「経営力強化事業」の原価管理システムと「人材確保・育成事業」の中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格を申請する。

- ②トラック搭載型クレーン
- ⑭原価管理システム
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請不可能なケース

同じ分類の補助対象事業は、重複申請することができません。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターとトラック搭載型クレーンの申請をする

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムと運行・労務管理システムを申請する

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム
- ⑫運行・労務管理システム

※ケース2の場合は、「①と⑨」又は「①と⑫」のいずれかの組み合わせにより重複申請することができます。

【ご注意】車両動態管理システムについて

【業務効率化事業】⑬車両動態管理システムについては、上記のルールにかかわらず、⑤から⑫のいずれかのシステムと同時に導入した上で、重複申請をする必要がありますので、ご注意願います。